

○学校法人久留米工業大学役員退職金規程

(昭和63年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人久留米工業大学寄附行為第59条の規定に基づき、学校法人久留米工業大学の理事及び監事（以下「役員」といい、非常勤を含む。）の退職金の支給について定めることを目的とする。

2 役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に退職金を支給する。ただし、役員が学校法人久留米工業大学寄附行為第11条第1項の規定により解任されたとき（同項第2号の規定により解任された場合を除く。）は、当該役員には退職金は支給しない。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、在職一月につき、退職した日におけるその者の報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、一月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは一月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、それぞれの任期ごとに退職金を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人又はその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者。
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者。

2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。また、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が二人以上あるときは、その人数により等分として支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これ

を100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第8条 退職金の支給手続、その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行と同時に学校法人久留米工業大学役員退職金支給規程は廃止する。
- 3 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。